

## 2018年 特別区人事委員会勧告に対する声明

本日10月10日、特別区人事委員会は、23区各区長と23区議會議長に対し「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行った。その内容は、一時金については、年間の支給月数が0.1月の引上げとなっているものの、月例給については、平均9,671円、2.46%も引き下げるという内容で、平均年間給与は、約12万3千円の削減となる過去最大の引下げ勧告である。特別区に働く職員との家族の生活を脅かす理不尽極まりないので、到底納得できるものではない。さらに民間企業における賃金改善状況および国や他団体における勧告の内容と比較しても、まったく理解できない常識を逸した勧告である。

特別区人事委員会は、「行政系人事・給与制度改正に伴う職務の級の切替え後における実態を踏まえ、1・2級の引下げを強め、管理職の職責の高まり等を考慮し、5・6級の引下げを弱める」としている。

昨年度の勧告で「職務・職責の一層の反映」と称し、給料表の抜本的見直しを行ったにもかかわらず、今年の勧告では管理監督職の賃金も引き下げ、主任以下にはそれをさらに上回る賃下げを強要している。これでは、行政系人事・給与制度の見直しが、実は全職員の賃金削減を目的としたものだったと受け止めざるを得ない。

行政系人事・給与制度の見直しでは、職級の統合として8級制を6級制とし、新しい給料表への切り替えで役職段階が下がる職員が多く生じた。このまま公民比較を行えば、特別区職員の賃金が高く算定されることは明白である。公民比較は、「年齢・学歴・役職段階を同じくする者同士を比較する」というラスパイレス比較で行なうことが原則である。特別区人事委員会は、行政系人事・給与制度の見直しの影響を踏まえた公民比較方法の見直しを行うべきで、本年の勧告は、公民比較方法の見直しを怠った特別区人事委員会が作り出した引下げ勧告であり、行政系人事・給与制度の見直しを特別区人事委員会自らが全面的に否定するものと言わざるを得ない。

このようになんら整合性もなく、大幅な賃金引下げの勧告を出した特別区人事委員会に対して、我われは満身の怒りをもって糾弾するものである。

東京清掃労働組合は、現業系職員を主体とした労組法適用の労働組合である。業務職給料表は本来労使交渉に基づいて賃金改定を図らなければならないが、この間特別区人事委員会の勧告内容に準じて行われてきた。しかし今勧告が行政系人事・給与制度の見直しによって生じた賃金較差である以上、業務職給料表が今勧告に準ずることとなれば、道理を欠く対応と言わざるを得ない。

清掃事業の多くの課題は、行政と区民との協働で解決がはかられる課題である。私たち清掃職員は、行政と区民との接点にいる。私たちは、しっかりとそのことを自覚し、各地域で区民との対話集会を実施するなど、良質な公共サービスとしての清掃事業の確立に向けて奮闘を続けている。現行の特別区の清掃事業の職務内容は、排出調査や指導業務、環境学習や訪問収集等、職員の創意工夫で様々な事業展開がされている。区長会には、職員が自信と誇りを持ち、安心して職務にまい進できる給与水準を確保する責任がある。我われは本日の人事委員会勧告式後、直ちに区長会に対し要請を実施し、今勧告の不合理性と不当性を訴えてきた。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックは、公務・公共サービスとしての質の高い特別区の清掃事業を内外に示す好機と認識し、関係者全てが一丸となって努力しなければならない。特別区に暮らす区民の安全で快適な住環境を守り、23区で働く清掃労働者の権利の確立と要求実現をめざして、2018賃金確定闘争を特区連や都労連との強固な共闘関係と全組合員の団結を基礎に、組織の総力を挙げて不退転の覚悟で、最後まで闘い抜く決意を表明する。

2018年10月10日  
東京清掃労働組合